図 1　異なる分配目的と所得の社会的限界評価

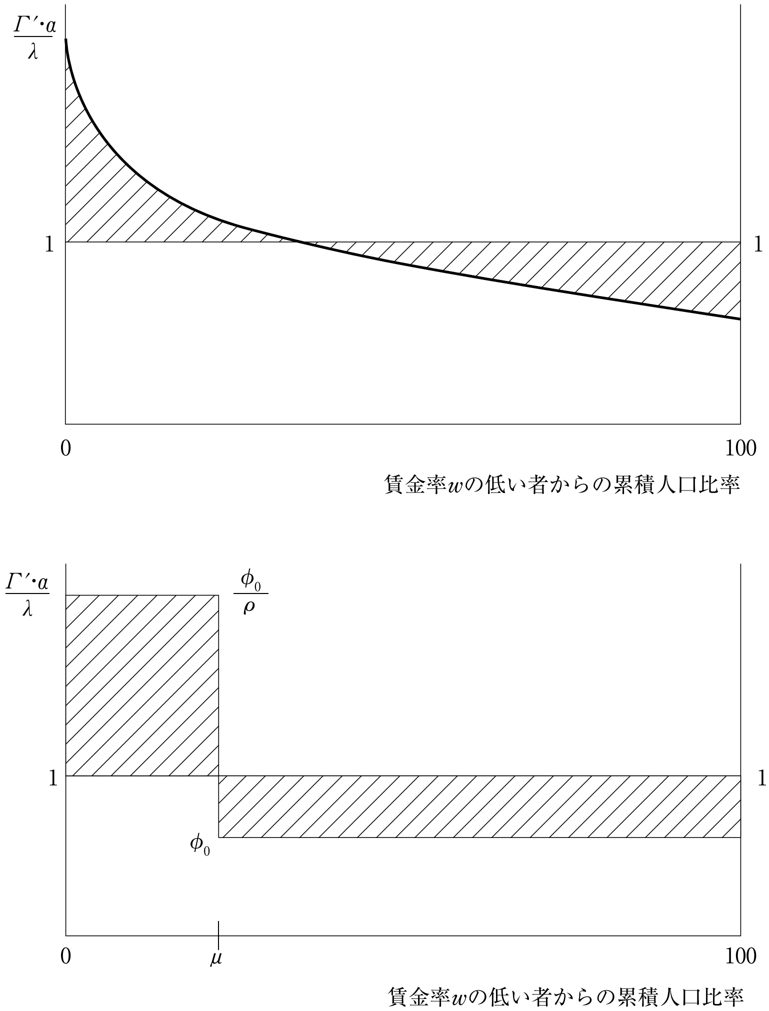

［出所］Atkinson（1995, p. 34, Fig. 2.1）

このような場合，（23）式と（24）式からϕ_0について解けば，次のような関係式が得られる[7]．

$$\frac{t}{1-t}=\frac{1}{\varepsilon}\ \frac{1-\rho}{[1+\rho\frac{(1-\mu)}{\mu}]} \tag{25}$$

以上が，Atkinson（1995）モデルの帰結であるが，いま少し考察を加えよう．最適均一税率は，社会ないし政府が稼得能力格差をどのように評価するかで，換言すれば賃金所得の異なる個人の所

7）この導出は，以下の通りである．（24）式から，$\rho(1-\mu)\phi_0+\mu\phi_0=\rho$であるから，$\phi_0=\rho/[\rho(1-\mu)+\mu]$ゆえに，$1-\phi_0=[(1-\rho)\mu]/[\rho(1-\mu)+\mu]=(1-\rho)/[1+\frac{\rho(1-\mu)}{\mu}]$を得る．これを（23）式左辺に代入して，$\frac{t}{1-t}$を求めると（25）式の関係式が導出できる．

得増大に対し社会がどれほどの社会的限界評価を与えるのかという社会の再分配選好の違いで，異なるのである．（25）式からtを求めると，

$$t=\Omega/(\Omega+\varepsilon) \tag{26}$$

$$\Omega\equiv\frac{1-\rho}{[1+\rho\frac{(1-\mu)}{\mu}]} \tag{27}$$

である．従って，均一労働所得税とベーシック・インカムからなる租税−移転体系における最適均一税率は，弾力性が一定で所得効果ゼロの労働供給関数を想定した場合には，次のような特性を有することになる．

（１）再分配選好が極めて強く，Rawls流のマクシミン基準によるものであれば，（18）式で示さる$t=1/(1+\varepsilon)$が最適税率になる．その結果，ベーシック・インカムは（14）式から$B=[1/(1+\varepsilon)]E\{wL\}-R$となる．

（２）再分配選好が全くなく，各人の所得がもたらす社会的限界評価が等しければ，$t=0$が最適税率になる．このときは，（14）式から$B+R=0$となり，ベーシック・インカムだけでなくすべての政府支出は均一労働所得税以外の財源で賄われることになる．先述したように，Atkinson（1995, p.33）は，この財源として均一人頭税を上げている．

（３）再分配選好が上記（１）と（２）の中間で，社会的限界評価について稼得能力のある者の所得が稼得能力のない者よりも一定割合$\rho(0<\rho<1)$だけ低くカウントされるならば，（26）式で示さる$t=\Omega/(\Omega+\varepsilon)$が最適税率になる．その結果，ベーシック・インカムは（14）式から$B=[\Omega/(\Omega+\varepsilon)]E\{wL\}-R$となる．

さらに，最適均一税率が高いほどベーシック・インカムは大きくなるので，$t=1/(1+\varepsilon)$と$t=\Omega/(\Omega+\varepsilon)$の比較考察してみよう．まず，

$$\partial t/\partial\Omega=\varepsilon/(\Omega+\varepsilon)^2>0 \tag{28}$$

なので，Ωが大きくなるほどtが高くなる．$0<\rho<1$, $0<\mu<1$を仮定しているから，（27）式の右辺分母は１より大で右辺分子は１より小なので，$\Omega<1$が分かる．従って，$\Omega/(\Omega+\varepsilon)<1/(1+\varepsilon)$の大小関係になる．また（27）式から，次のような式が導出できる．

$$\partial\Omega/\partial\mu=\frac{1-\rho}{\left[1+\rho\frac{(1-\mu)}{\mu}\right]^2}\left[\frac{\rho}{\mu^2}\right]>0 \tag{29}$$

$$\partial\Omega/\partial\rho=\frac{-1}{\left[1+\rho\frac{(1-\mu)}{\mu}\right]^2}\left[\frac{1}{\mu}\right]<0 \tag{30}$$

（28）式と結びつければ，

$$\partial t/\partial \mu = \frac{\partial t}{\partial \Omega}\frac{\partial \Omega}{\partial \mu} > 0 \tag{31}$$

$$\partial t/\partial \rho = \frac{\partial t}{\partial \Omega}\frac{\partial \Omega}{\partial \rho} < 0 \tag{32}$$

この結果，上記の（１）～（３）に加えて，

（４）当然のことながら，（１）のRawls流のマクシミン基準による最適均一税率（ひいてはベーシック・インカム）は，（３）の社会的限界評価について稼得能力のある者の所得を稼得能力のない者よりも一定割合$\rho(<1)$だけ低くカウントするときの最適均一税率（ひいてはベーシック・インカム）よりも高い．

（５）稼得能力のない人口（の比率）が大きくなるほど，最適均一税率（ひいてはベーシック・インカム）は高くなる．

（６）稼得能力のある者の所得を稼得能力のない者よりも低くカウントするときの割引率ρが小さくなるほど，最適均一税率（ひいてはベーシック・インカム）は高くなる．

さらに，$t=1/(1+\varepsilon)$と$t=\Omega/(\Omega+\varepsilon)$のいずれであれ，

$$\partial t/\partial \varepsilon < 0 \tag{33}$$

であるから，

（７）いわゆるラムゼー・ルール（Ramsey rule）が成立ち[8]，労働供給の弾力性が低いほど最適均一税率（ひいてはベーシック・インカム）は高くなる．

以上のAtkinson（1995, pp. 24-46）による最適フラット課税とベーシック・インカムの基本モデルは，Mirrlees（1971）の一般的な租税関数$T(wL)$の特殊形である．Mirrlees（1971）の最適所得税の定式化を弾力性表記の形で深化させ，稼得所得に関する分配に対する社会的評価に基づく最適限界税率と，ある稼得所得をもつ者の労働参加に関する最適税率を定式化したのが，Saez（2001; 2002）のモデルである．このモデルに基づき，マーリーズ・レヴューでも資力テストと稼得所得に対する最適課税に関する議論がなされている（Brewer, Saez, and Shephard, 2010）．以下では，Brewer, Saez, and Shephard（2010）に基づき，稼得所得の分配に対する社会的評価に基づく最適限界税率と労働参加に関する最適税率の公式[9]を取り上げ，Atkinson（1995, pp. 24-46）の基本モデルとの関係を考えてみたい．

稼得所得zに対する租税-移転額は，関数$T(z)$で与えられる．$T(z)$は，正もあれば負もある．つまり，$T(z)>0$ならば租税，$T(z)<0$ならば移転を意味する．$\Theta(z)$はz以下の稼得所得を有する者の全労働者に占める比率を示し，$\theta(z)$はその密度関数を示すものとしよう．最適租税-移転体系は，稼

8）Ramsey（1927）を参照されたい．

9）この公式の詳しい導出は，Brewer, Saez, and Shephard（2010, pp.166-168）を参照されたい．

得所得ゼロの者への一括移転額（$=-T(0)$）と限界税率$T'(z)$とで特徴づけられる．この租税−移転体系は，稼得所得が増大するにつれ一括移転額をいかに減額すべきかを決めると同時に，一括移転所得が減額さて尽くされた後に追加的な稼得所得に対し，いかに課税すべきかを決めるものである．最適限界税率は，稼得所得の微少区分に適用する限界税率を微少変化させることから生ずる社会全体の限界便益と限界費用を一致させるように設定される．

上記の限界税率の微少変化がもたらす効果は，（１）納税者が対応行動をとらなかったときの単純な税収増に現れる機械的効果，（２）その追加的な税負担が納税者にもたらす厚生費用について社会ないし政府の再分配選好を表す社会的評価でカウントした厚生効果，（３）納税者の対応行動で生ずる税収減に現れる行動的税収効果からなる．そして，この３つの効果のプラス・マイナスの合計がゼロとなる条件から，次のような最適限界税率の公式が示される．

$$\frac{T'(z)}{1-T'(z)}=\frac{1}{e}\frac{1-\Theta(z)}{z\theta(z)}(1-G(z)) \qquad (34)$$

ここで，$G(z)$はz以上の所得の納税者に均一に１貨幣単位を分配するときの政府にとって平均社会評価（価値）を示す．政府が再分配に価値を置くならば，$G(z)$はzとともに減少する．所得効果がゼロならば$G(0)=1$で，zが高くなると$G(z)$はゼロに近づく．また，政府の再分配選好が大きいほど，$G(z)$の値はすべてのzに関して小さくなる．そして，限界実効税率$T'(z)$をτで表したとき，稼得所得zのネットの税引き後率$(1-\tau)$に関する弾力性が，$e\equiv[(1-\tau)/z][\partial z/\partial(1-\tau)]$である．

次に，労働参加に関する最適税率の公式を示そう．それは，次式になる．

$$\frac{t(z)}{1-t(z)}=\frac{1}{\eta(z)}(1-g(z)) \qquad (35)$$

働くことを決定した稼得能力zの者の可処分所得ないし税引き後所得は，$z-T(z)$である．この個人が働かないという決定をしたならば，その可処分所得は$-T(0)$である．$T(0)$は一括移転であるので負$(T(0)<0)$である．そして単純化のため，個人の効用uは$u=c-q$で与えられると仮定する．ここで，cは可処分所得，qは働くことの労働費用である．そこで，働くことによる可処分所得の純増$z-T(z)-[-T(0)]=z-T(z)+T(0)$が労働費用$q$を上回れば，この個人は働く決定をするだろう．こうした決定を行う稼得能力zの人数つまり労働参加数は，zとqに依存するので$M(q|z)$と表現する．稼得能力zを有する者の労働参加数は，単純に$M(z-T(z)+T(0)|z)$となる．このとき，労働参加による可処分所得の純増に関する労働参加の弾力性$\eta(z)$は次式で定義できる．

$$\eta(z)\equiv\frac{z-T(z)+T(0)}{M}\frac{\partial M}{\partial q} \qquad (36)$$

ここで，稼得能力zを有する者に対する租税−移転額$T(z)$をΔTだけ微少変化させたときの機械的効果，厚生効果，行動的税収効果の３つの効果を考察して３つの効果の合計をゼロにすることから，上記の（35）式を導出している．（35）式の$t(z)=[T(z)-T(0)]/z$は，労働参加税率を示し，稼得

能力zを有する者に対し租税–移転体系$T(z)$が働くことからの報酬をどれほど弱めるかを示すものである．働くことによる可処分所得の純増はすでにみたように$z-T(z)-[-T(0)]=z-T(z)+T(0)$であるので，これは$z-T(z)+T(0)=z-[T(z)-T(0)]$となり，$[T(z)-T(0)]$は働くことからの報酬である稼得所得$z$を，租税–移転体系$T(z)$がどれほど減少させるかを示すのである．また，$1-t(z)$は，個人が働くという決定をしたとき，可処分所得が（稼得所得zに対し）どれほど増大するかを示している．さらに，$g(z)$は稼得能力zを有する者すべてに均一に１貨幣単位を分配するときの政府にとって平均社会評価（価値）を示す．

上記のように，稼得所得の分配に対する社会的評価に基づく最適限界税率の公式は（34）式，労働参加に関する最適税率の公式は（35）式になる．労働参加に関する最適税率は平均税率である点に特徴があるが，弾力性が低いほど最適税率が高くなることが示されている．Atkinson（1995, pp. 24-46）による最適均一課税とベーシック・インカムの基本モデルと根本的に異なるのは，移転体系である．ベーシック・インカムの移転体系は，稼得能力・稼得所得とは関係なくすべての個人に一括移転がなされるのに対し，Brewer, Saez, and Shephard（2010, pp.166-168）の最適課税モデルの移転体系は，稼得能力・稼得所得がゼロの者には一括移転（$-T(0)$）がなされるが稼得所得を得ると移転額が減額されるような体系である．

４．普遍性原則と立憲的選択

本節は，前節までの最適課税論の枠組みで示唆された望ましい租税–移転体系について，普遍性原則に基づく立憲的選択の視点から再考察し，ベーシック・インカムの意義と限界を明らかにする．

これまで考察してきた移転体系は，負の所得税，ベーシック・インカム，非線形移転体系であるが，本節では負の所得税とベーシック・インカム＋均一所得税との相違をみておこう．第２節で示した負の所得税による現金移転額は$N=\overline{Y}-twH$であり，移転後の総所得すなわち可処分所得は$(1-t)wH+\overline{Y}$であった．いま$wH=y$と書き，yを租税–移転前の所得を示す記号とする．租税–移転後の可処分所得をYで表すと，負の所得税体系での可処分所得Y_Nは，次式で示すことができる．

$$Y_N=(1-t)y+\overline{Y} \tag{37}$$

他方，ベーシック・インカム＋均一所得税体系での可処分所得Y_Bは，

$$Y_B=(1-t)y+B \tag{38}$$

となる．この両者を図示したのが，図２である．（37）式の可処分所得 Y_N は図２（２）の l_N 線で示され，（38）式の可処分所得 Y_B は図２（１）の l_B 線で示されている．

（37）式と（38）式から分かるように，ベーシック・インカムの一括移転額Bと最低保証所得水準

図２（１）
ベーシック・インカム＋均一所得税体系

$$Y_B = (1-t)y + B$$
$$Y_B = (1-t)y + B_0$$

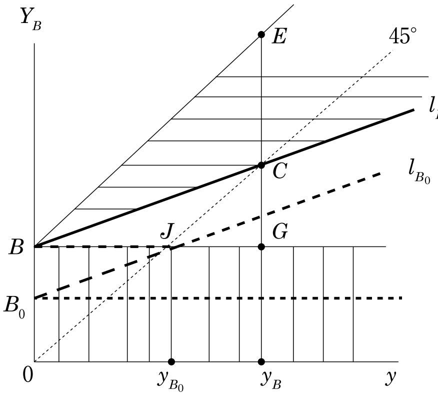

図２（２）
負の所得税体系

$$Y_N = (1-t)y + \overline{Y}$$
$$Y_N = (1-t_0)y + \overline{Y}$$

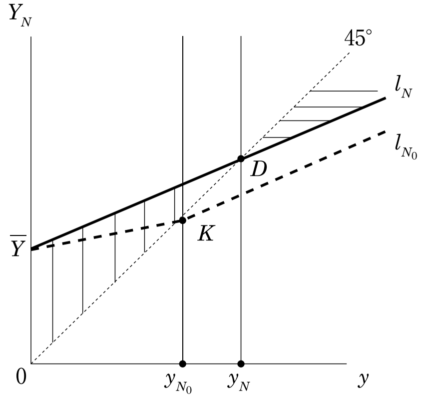

［出所］Van Parijs（1992, p. 5）, Groot（2004［2010］, p. 98）に加筆修正

$\overline{Y}$ が等しく，かつ均一税率 t と負の所得税の税率 t が等しく，負の所得税体系における税率が正の所得税と負の所得税で同じであれば，ベーシック・インカム＋均一所得税体系と負の所得税体系は制度として同じものになる．しかし，両体系は事前か事後かということに違いがあり，ベーシック・インカムは事前的であるの対し負の所得税は事後的であるといわれる．

図２（１）が示しているように，B の一括移転額をすべての所得階層の個人に，あるいはすべての所得稼得能力の個人に与えると，均一所得課税前の総所得は，y＋B となり図２（１）においては B と E を通る半直線で示される．その課税前の総所得（y＋B）から均一所得課税による税支払（ty）が税として取られるので，可処分所得 Y_B は図２（１）の l_B 線で示される．つまり，各課税前所得 y についての税支払は，B と E を通る半直線と l_B 線との垂直差で表される．そして，課税前所得 y_B では，$B = ty_B$ となり $Y_B = (1-t)y_B + B = y_B$ である．つまり課税前所得 y_B では，y_B と G の垂直差で示されるベーシック・インカムの一括移転額 B が，C と E の垂直差で示される税支払額 ty_B と等しくなっているのである．

負の所得税体系において，負の所得税と正の所得税に関する税率を同一にせず，負の所得税の税率 t_0 を正の所得税の税率 t よりも高くすると，租税−移転後の可処分所得は図２（２）の $\overline{Y}$ と K を通る破線と l_{N_0} の破線で示されるような形になる．このとき，負の所得税体系で移転を受領できる課税前所得は y_{N_0} までの水準になる．さらに負の所得税の税率を100％にすると，公的扶助制度の移転体系になり，図２（２）の K 点は45°線を原点に向かってシフトして，破線部分 $\overline{Y}K$ は水平になる．稼得所得についての税率ということでいえば，貧しい人々に対する税率が高くなり逆進的な租税−移転体